

第 52 回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：2023 年 5 月 11 日（木）10：00～11：30

2. 開催場所：一般社団法人 日本電気協会 4 階 A 会議室（Web 会議併用）

3. 出席者：（順不同，敬称略）

出席委員：坂元主査(原子力安全推進協会)，鈴木副主査(東京電力 HD)，
阿部(四国電力)，池本(北海道電力)，梅谷(三菱重工業)，小澤(中部電力)，
加藤(BWR 運転訓練センター)，上都(東芝エネルギーシステムズ)，川越(関西電力)，
君和田(電源開発)，迫田(原子力発電訓練センター)，佐々木(東北電力)，
野村(北陸電力)，東本(日本原子力発電)，松本(中国電力)， (計 15 名)

代理出席：江口(九州電力，新立委員代理) (計 1 名)

欠席委員：橋本(日立 GE ニュクリア・エナジー) (計 1 名)

常時参加者：なし (計 0 名)

説明者：信原(関西電力)，品川(中国電力) (計 2 名)

オブザーバ：なし (計 0 名)

事務局：景浦，葛西，高柳，田邊（日本電気協会） (計 4 名)

4. 配付資料

資料 No.52(1)-1 原子力規格委員会 運転・保守分科会 運転管理検討会委員名簿
資料 No.52(1)-2 原子力規格委員会 運転・保守分科会 運転管理検討会委員名簿
(参加可否)

資料 No.52(2) 第 51 回 運転管理検討会 議事録(案)

資料 No.52(3)-1 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（JEAC-4804）の改訂
について

資料 No.52(3)-2 JEAC4804 改定の考え方

資料 No.52(4)-1 JEAC4111 に関する各委員から頂いた意見等

資料 No.52(4)-1-参考 第 50 回運転・保守分科会議事録（案）等

資料 No.52(4)-2 新検査制度の施行と JEAC4111-2021 の発行を踏まえた JEAC4111
の関連規格について

資料 No.52(4)-2-参考 1 第 77 回基本方針策定タスク 議事録（案）

資料 No.52(4)-2-参考 2 【各分科会への確認結果】日本電気協会原子力規格一覧

5. 議事

事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，主査及び副主査による挨拶の後，議事が進められた。

(1) 代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバ，委員定足数，配布資料の確認

事務局より代理出席者 1 名の紹介があり，代理出席を認めるかについて，分科会規約第 13 条（検討会）第 7 項に基づき，主査の承認を得た。定足数確認時点で，委員総数 17 名に対して本日の出席委員数は，代理出席者も含めて 16 名であり，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づく，検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上（12 名以上）の出席が確認された。その後説明者 2 名の紹介の後，配付資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.52(2)に基づき、事前に確認頂いている前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づき決議の結果、特にコメントはなく、5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) JEAC4804 改定について（審議）

主査より、資料 No.52(3)-1 及び資料 No.52(3)-2 に基づき、JEAC4804 改定について説明があった。

審議の結果、JEAC4804 の改定について、資料 No.52(3)-1 及び資料 No.52(3)-2 を修正したものを各委員に確認頂き、運転・保守分科会に報告することについて決議の結果、承認された。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 廃止措置段階にあるプラントにおいて、「選任された運転責任者を配置した所に限る」という部分に関しては、前回改定時に、「規格策定の手引」の中に要求事項は解説が無くても記載するとの記載があり、本文への記載は見送ったが、今回は反映が必要ではないかと考える。前は反映不要としたものを、今回改めて議論をして必要に応じて附属書の方に記載するとするのか検討したい。その他新規受験者を発生させないというのを実施しようとすると、実用の運転業務から、資料 No.52(3)-2 の 2) を外して、発電用原子炉業務の種類の中に入れるというイメージであると思っている。
- 廃止措置段階のプラントからの受験者は実際に出てくるのか。
- ・ 少なくとも、弊社の廃止措置段階にあるプラントからはその予定は無い。ただし、その後の事を考えると、今回の改定のタイミングではっきりさせておく方が分かりやすいと思う。すなわち運転責任者のローテーションを前提とするということである。
- ローテーションを実施するという事を受験者に対してお知らせし、至近の 6 ヶ月は運転中プラントに居て、そこからの受験にすれば良いかと考える。
- ・ 弊社では、廃止措置段階のプラントに当直長を置いているが、運転中は当直主任としておくということを考えている。運転プラントで運転責任者を取り、その後廃止措置プラントに 3 年間行き、戻るときに経験が無いので更新できないパターンが出てくるのではないかと考える。
- ・ そこは同じ発電所の中にいるので、3 年間の間に経験を積んでいけば良いかと考える。少なくとも運転プラントの経験があるということを言わないといけないと考える。
- ・ そこについては弊社でも検討していきたいと考える。
- ・ 3 年間の間に全く運転プラントの経験が無い状態で更新をするというのは無いと思う。
- ・ 現状は、運転中プラントを経験して運転責任者を更新ということであるが、これまでも何年も運転停止中のプラントに係っている運転責任者でも更新した実績がある。
- ・ それは、今までの実績を前提としては良くないので、先程言ったように理屈をつけていった時に、ちゃんと自分が守れるようにしていかななくてはいけない。今からこれで大丈夫ということをしつかりと言えるようにしないと、プラントが 10 年間止まっていたからそれで

も運転責任者を更新するというのは、あくまでもレア・ケースであると考えなくてはいけない。

- ・ 成立性条件としては、原子炉制御を何年以上経験しているとか、そういう付帯的なものを付ける事を考えている。
 - ・ 3年間の内2ヶ月間ぐらい運転プラントに行かせるのは全然困難とは思わないが、本当に廃止措置プラントとローテーションをする計画があるのか。
 - ・ 今後廃止措置プラントに行くとなると、そこにしか行かないということになるので、モチベーションの維持も考えていくと難しいため、ローテーションをした方が良いというのが社内的な意見である。
 - ・ 3年の中の2ヶ月間を運転プラントに行き経験値を上げてもらいたいと思うが、その点について自分達の判断でペーパードライバーにならないように更新していくことを説明できるような形にする必要がある。
 - ・ 弊社の現状について説明すると、廃止措置プラントに運転当直長として、運転責任者を有している当直長が入っているプラントは有る。運転プラントから廃止措置プラントに行く人はいるが、そこから運転プラント側に戻ってくるのは今の所はない。ただし、今後の組織改正を踏まえると、ローテーションが出来るような仕組みになった時に、運転プラントに戻ってくる人がいる時には、同じような話になり、今後は有りうる話だと思う。
 - ・ 今日の所はローテーションをありきで考えた時に対応できるような規程にしておいた方が良いということだと思う。
 - ・ 当社の状況について説明する。当社は廃止措置プラントではなく、新規建設プラントであるが、廃止措置プラントと状況が似ている。今後運転責任者をゼロから確保していく必要がある。そういった時に、この対応案に書いてある、廃止措置プラントから新規受験者を発生させないという案に対して提案があり、新規プラントの受験者に対して、運転責任者試験が受験出来ないようなことにはして欲しくない考える。
- 新規プラントは、業務が積み重なっていくということで、そこは心配する必要はない。例えば、試運転期間中のプラントにおいて運転責任者を置いている例があると思うが、これから運転段階へ進んでいく上で、経験が積み重なっていく。そこは廃止措置プラントの場合と、新設プラントの場合を一緒に考えるのは誤りであり、特に新規プラントの方は、経験が積み重なっていくのであるから、切り分けて考えた方が良い。
- ・ 3年で2ヶ月の経験というのは、更新期間が3年なのでということであるがそこを4年ということにするのは可能か。
- この3年としている意味は、次回の資格更新に向けて経験値を積んで下さいということを要求しているのであって、それを4年にするのは無理であると考え
- ・ 当社の状況について説明する。当社ではまだ廃止措置プラントは無いが、考え方としては、サイトから離れて本店業務を実施し、それからサイトに戻って当直長の業務を行うケースもあると思う。その場合と同じであると思う。そういう整理をすれば、3年で2ヶ月の経験というのにも合致すると思うので、電力が規程に合わせて実施していけば良い話であると思う。
 - ・ 特重の運転員は、この規程の中で扱えるということが良いか。

- ・ 特重の運転員が運転責任者になる場合はあるのか。
 - ・ 弊社の場合はそういうケースもある。
- 委託運転員は別として可能である。
- ・ 本日の結果としては、資料 No.52(3)-1 及び資料 No.52(3)-2 の改定方針で行くということで良いかと考える。運転・保守分科会にはこの資料を簡略化したもので報告するので、その資料を事務局と委員に送付して見て頂くこととするので、決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので、JEAC4804 改定について、資料 No.52(3)-1 及び資料 No.52(3)-2 を修正したものを、各委員に確認頂いたものを、運転・保守分科会に報告するかについて、分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づき、挙手により決議の結果、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(4) JEAC4111 について

事務局より、資料 No.52(4)シリーズに基づき、JEAC4111 について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

(5) その他

- ・ 主査より、運転責任者判定における不適合について説明があった。

以 上